平成8年9月27日規則第28号

改正

平成9年12月1日規則第19号 平成10年6月26日規則第24号 平成11年3月25日規則第13号 平成14年8月1日規則第51号 平成16年3月23日規則第7号 平成16年10月15日規則第25号 平成17年3月31日規則第20号 平成20年9月30日規則第49号 平成26年1月28日規則第3号 平成29年7月26日規則第46号 令和元年6月21日規則第2号

富里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

富里町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(昭和58年規則第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年条例第17号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(児童の障害の状態)

- 第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。 (配偶者の障害の状態)
- 第3条 条例第2条第3項第1号イに規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

## 第4条 削除

(助成の制限の適用除外)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める場合は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238 号。以下「法」という。)第12条第1項に該当する場合とする。 (支給の制限に該当する所得の額)

- 第6条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、法第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。
- 2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、法第10条又は第11条の規定による児童 扶養手当の支給制限に該当する額とする。

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第2項に規定する規則で定める所得の範囲及びその額の計算方法については、 法第13条の規定によるものとする。

## 第8条 削除

(受給券)

第9条 ひとり親家庭等医療費等の助成を受けようとする者は、あらかじめ次条に定める申請により受給資格の認定を受け、ひとり親家庭等医療費等助成受給券(別記第1号様式。以下「受給券」という。)の交付を受けなければならない。

(受給資格の申請)

- 第10条 受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費等受給券交付・更新申請書 (別記第2号様式。以下「交付・更新申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長 に提出しなければならない。
  - (1) 国民健康保険法等による被保険者又は組合員、加入者若しくはこれらの被扶養者であることを証する書類
  - (2) 戸籍の謄本又は抄本
  - (3) 世帯全員の住民票の写し
  - (4) ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類
  - (5) 離婚等により、ひとり親家庭になった場合、養育費に関する申告書(別記第3号様式)
  - (6) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1程度の状態にある場合又は配偶者が別表第2程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書
- 2 前項の規定にかかわらず、法による児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当証書を 提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、証明すべき事実を公簿等により確認のできるものについては、市 長は書類の添付の省略を認めることができる。

(受給券の交付可否の決定通知)

第11条 市長は、交付・更新申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給券の交付の可否を 決定し、速やかにひとり親家庭等医療費等受給券交付・更新可否決定通知書(別記第4号様式) により申請者に通知するものとする。

(受給券の交付)

- 第12条 市長は,前条の規定により受給券を交付すると決定したときは,申請者に対し当該受給券を交付する。
- 2 受給券の有効期限は、原則として交付・更新申請書を受理した日から10月31日(児童の年齢が 18歳に達する者にあっては、受理した日から18歳に達する日以後の最初の3月末日まで)までと する。

(受給券の更新)

- 第13条 受給券の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、受給券の更新をしようとするときは、交付・更新申請書に受給券及び第10条第1項各号に掲げる書類を添付して、毎年8月中に市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第4条の規定により児童扶養手当現況届を市長に提出したときは、前項の申請があったものとみなす。
- 3 受給券の更新については、前3条の規定を準用する。
- 4 前3項の規定により更新して交付する受給券の有効期限は、11月1日から翌年10月31日までとする。

(受給券の再交付申請)

第14条 受給者は、受給券を汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費等受給資格証明 書再交付申請書(別記第5号様式)により市長に申請して再交付を受けることができる。

(助成の申請)

- 第15条 条例第6条第2項ただし書の規定により助成を受けようとする受給者は、ひとり親家庭等 医療費等助成申請書(別記第6号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければ ならない。
  - (1) 受給券
  - (2) 国民健康保険法等による被保険者又は組合員、加入者若しくはこれらの被扶養者であることを証する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第16条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、ひとり親家 庭等医療費等助成決定通知書(別記第7号様式)又はひとり親家庭等医療費等助成申請却下通知 書(別記第8号様式)により受給者に通知するものとする。

(届出)

- 第17条 受給者は、その資格を喪失したときは、速やかにひとり親家庭等医療費等受給資格喪失届 (別記第9号様式)を提出するとともに、受給券を市長に返還しなければならない。
- 2 受給者は、氏名、住所又は加入している医療保険の種類等を変更したときは、ひとり親家庭等 医療費等受給資格変更届(別記第10号様式)に、受給券を添付して、市長に届け出なければなら ない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成8年10月1日から施行し、改正後の富里市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(読替規定)

2 この規則による改正後の規則の別表第3,別表第4及び別表第5の規定にかかわらず,平成8年4月1日から同年7月31日までの間,別表第3中「2,301,000円」とあるのは「2,338,000円」と、「380,000円」とあるのは「350,000円」と、別表第4及び別表第5中「6,061,000円」とあるのは「5,941,000円」と、「6,310,000円」とあるのは「6,190,000円」と読み替えて適用する。

附 則(平成9年12月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富里町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成9年8月1日から適用する。

附 則(平成10年6月26日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富里町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第4条第1項の規定は、平成10年4月1日から、第9条第1項の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成11年3月25日規則第13号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年8月1日規則第51号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月23日規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月15日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある規則による改正前の様式による用紙は、当分の間これを取り繕って使用できる。

附 則(平成17年3月31日規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第49号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成26年1月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年7月26日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月21日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の富里市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則 第12条の規定により受給資格証明書の交付を受けている者は、その有効期間の満了日を令和元年 10月31日として認定しているものとみなす。

附 則(令和2年10月30日規則第42号)

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

## 別表第1(第2条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしゃくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢の親指及び人差し指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢の親指及び人差し指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 一上肢の全ての指を欠くもの
- (10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢の全ての指を欠くもの
- (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (13) 一下肢の足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は 日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前 各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 別表第2(第3条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることのできない程度又は立ち上がることができない程度の障害 を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の 障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
  - 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力 によって測定する。

別記 様式(省略)